

教員資格制度をふまえた教員の学びと職業移動にみるキャリア形成：
明治19年における長崎県南松浦郡・北松浦郡の小学校教員「履歴史科」の分析

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 由希子, 山下, 廉太郎 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00028804 |

教員資格制度をふまえた教員の学びと職業移動にみるキャリア形成

—明治19年における長崎県南松浦郡・北松浦郡の小学校教員「履歴史料」の分析—

松尾 由希子（静岡大学 教職センター）

山下 廉太郎（朝日大学 教職課程センター）

要約：

本稿は、明治19年に作成された「履歴史料」を手がかりとして、小学校教員の任用以降のキャリア形成について、教員資格制度を念頭においたうえで、1.学習及び職業履歴、2.教員免許制度の影響という2点に着目して、検討した。その結果、あきらかになった点について、以下に示す。1つに、教員が任用以降学んだ内容は、検定試験の学科と重複していた点にある。学びの動機については判然としないが検定試験の受験に対応できる学びだった。2つに、一定数の教員が小学校教員以外の職業（警察や「県職員」、裁判所書記等）や中学校教員として、転職していた点にある。ただし、転職後の月俸を見る限り、転職というキャリアが小学校教員の評価に影響を及ぼした様子は見出しにくかった。3つに、免許に有効期限を設けた当該期において、最も多い辞職理由は教員免許の失効だった。当該期の教員免許制度は、教員のキャリアに影響を及ぼしていたと考えられる。

キーワード：キャリア形成,履歴史料,教員免許制度,師範学校,教員検定試験

はじめに

本稿の目的は、小学校令が制定された明治19年（1886）の「履歴史料」を用いて、小学校教員のキャリア形成の実態について、あきらかにすることにある。具体的には、教員として任用された後のキャリア形成について、1 学習履歴及び職務履歴、2 当該期の教員免許制度の影響、という2点に着目して検討する。本稿で用いるキャリア形成とは、教員として任用される前後の学問的な研鑽、転退職にともなう職業的な経験の蓄積を指すものとする。

明治期の教員のキャリア形成に関する研究は、以下のように蓄積されてきた。1つに、教員のキャリアに関わる教員資格は主に教育制度史の領域を中心に、研究が進められてきた。当該期において教員資格である教員免許は、師範学校卒業や教員検定試験（以降、検定試験と記す）の合格によって得られた。ただし、当該期は教員免許状に有効期限が設けられていたため、師範学校卒業生であっても、教員を続けるためには教員免許状が満期になり失効する前に、検定試験を受験する必要があった。検定試験に関する制度史の研究は蓄積されており、時期や府県ごとの地域の特徴について明らかになっている¹⁾。このような制度面からの研究が進む一方で、検定試験制度が教員のキャリアに及ぼす影響については、ほとんど検討されてこなかった。制度の体系は必ずしも実態を反映しないため、制度研究のみで教員のキャリアの実態について把握することはできない。よって、制度と実態の双方から教員のキャリア形成について、検討する必要がある。

2つに、教員のキャリア形成について実証的な研究も存在するものの²⁾、そのほとんどが任用までに求

められたキャリアの解明にとどまっている点である。教員は、近代以降誕生した職業集団であり、めまぐるしく変化する近代社会の状況に合わせながら、知識や技術の更新や獲得が求められた。実際、「学制」期や教育令期の教員の中には学問修業や師範学校への進学を理由に、教員を辞職する事例も存在したため、「辞職は教職の専門性を高めるためのキャリア選択」³⁾という面を指摘した。したがって、教員のキャリアについては、任用以降の時期も着目する必要がある、またその学習履歴や職業履歴の評価についても検討の余地がある。

そこで、本稿は教員の任用以降のキャリアについて調査し、さらにその履歴が教員としての評価に及ぼす影響について検討する。また、当該期の有効期限を設けた教員免許が教員のキャリア形成に及ぼす影響について検討する。本稿では、教員資格の有無に関わらず、教職に就いた人について、教員と表記するが、教員資格の有無は本稿のテーマである教員のキャリアに関わる内容であるため、教員資格があることを念頭において検討する際、有資格教員について「教員」と表記する。

本稿で対象とする時期は、教員資格制度の転機となる小学校令が制定された明治19年である。明治10年代後半以降、小学校の教員免許制度は整備されつつあり、教員免許を所持する者が教授にあたる免許主義の傾向が強まっていた。これまで「学制」期、教育令期の教員のキャリア形成に関して、辞職や学習履歴等を中心に研究を進めてきた。一方、教員のキャリアと教員免許制度との関わりについて十分に言及したとはいえない。そこで本稿では、教員免許制度が教員のキャリアに及ぼす影響について検討することとする。

事例の地域として長崎県をとりあげ、その中でも第四及び第五中学区の管轄だった南松浦郡（現五島市、新上五島町）及び北松浦郡（現平戸市、松浦市、佐世保市の一部、小値賀町、佐々町）を対象とする。今後、ミクロな視点で南北松浦郡の島しょ部の教員を事例に分析する予定であるため、その前提として本稿ではマクロな視点で南松浦郡及び北松浦郡の教員についてとりあげる。教員のキャリアを解明するための史料として、「履歴史料」を用いる。「履歴史料」とは、「当時の学業、職業や賞罰等の経歴および出自について公的に記録・証明する文書」⁴⁾である。長崎県の教員の履歴書は任用時だけでなく、任用以降も提出されることがあり、教員の任用以降のキャリア形成について検討するには格好の史料となる。教員の進退に関する史料をとりまとめた簿冊（長崎歴史文化博物館所蔵）に収録された明治19年中の1年間に作成された「履歴史料」⁵⁾中の履歴書と辞職願を用いる。

（文責：松尾由希子）

1 当該期の教員資格制度及び長崎県の学校教育概況

小学校令により、小学校は尋常小学校（4年間）と高等小学校（4年間）の2段階となった。就学義務の学齢は6歳から14歳の8年間と定められ、保護者は尋常小学校4年間について子どもを就学させる義務を有した。同時に、師範学校についても師範学校令が出された。当該期の初等学校の教員免許制度は「卒業資格主義から免許資格主義へと移行した」⁶⁾といわれる。ここでは、明治19年の小学校教員免許に関わる制度について、主に師範学校の卒業規定及び検定試験に着目する。そのうえで、文部省の方針及び長崎県の対応について整理する。なお、明治18年（1885）までの制度の特徴についてはすでに別稿⁷⁾に整理しているため、本稿では詳細な説明を省く。

(1) 文部省による教員資格制度

明治 14 年（1881）の教員資格政策（師範学校教則大綱、小学校教員免許状授与方心得、等）により、小学校教員資格授与規定が明確になった。大きな特徴は 2 点である。1 つは、公立師範学校の卒業証書により教員免許を得られるが、有効期限が定められるようになったことである。師範学校教則大綱によると、有効期限は 7 年間である。そのため、師範学校の卒業生でも、免許に有効期限があるため満了前までに検定試験を受験する必要があった。2 つは、検定試験でも教員免許は取得できることである。その有効期限を 5 年以内と定めた（小学校教員免許状授与方心得）。文部省は正規の教員として、師範学校の卒業生を想定していたが、教員不足は解消しなかった⁸⁾。慢性的に「教員」不足は解消せず、明治 16 年、17 年に訓導の比率は増えたものの、1 校につき 1 人の訓導がいるという状況には至らず⁹⁾、明治 18 年において授業生等の無資格教員は全体の 68% を占めていた。有資格教員を増やすため、文部省は検定試験に積極的に関与していった。

明治 19 年の教員資格政策の内容について、整理する。師範学校に関して、4 月に師範学校令が制定され、5 月には尋常師範学校卒業生服務規則、6 月には師範学校令中の第 9 条「尋常師範学校男生徒の学資に関する件」（以降、「学資に関する件」と記す）が定められた。「学資に関する件」では、生徒が必要とする学校生活のほとんどの費用の支給が示された。「学制」期以降、「教員」不足が深刻だったが、学校が生徒の学資の支給を保証した結果、「入学志望者が著しく増加し、その中から少数の定員を選抜するため、優秀な生徒を収容することができた」¹⁰⁾という。また、生徒の成績は学力だけでなく、人間性にも目を向けられるようになっていった。

検定試験に関して、明治 19 年の小学校教員免許規則により、取得方法と検定内容が示された¹¹⁾。教員免許の取得方法について、尋常師範学科卒業生以外は、検定試験の合格者であることが示された。検定試験の内容は、尋常師範学科とその程度であり、「教授法及び実地授業」の試験を含むことが明確になり、教授法も重視していることがわかる。この前提に、明治 14 年の小学校教則綱領（以降、教則綱領と記す）がある。教則綱領では、教授内容が明確に示され、「目的及び方法上の注意にもふれるなど、明確な基準、規定性が示され」¹²⁾ていた。教則綱領の実現のために、教授方法の研究が進んでいった。

(2) 長崎県の教員資格制度

①有資格教員について

明治 14 年の師範学校教則を受けて、長崎県では明治 15 年（1882）8 月に長崎県小学校教員免許状授与規則が示され、検定試験について規定した。小学初等科、小学中等科、小学高等科ごとに検定が行なわれ、種別により検定される学科や数が異なる¹³⁾。その内容について、表 1 としてまとめた。有効期限は共通して最大 5 年間であるが、合格した学科の種類や数により有効期限は異なる。例えば、小学初等科は 10 科全て合格すると有効期限 5 年間の小学初等科教員免許を取得できるが、8 科（地理、物理を除く）の合格であれば、有効期限は 4 年間になる。

表1 長崎県小学校教員検定試験の学科

| 種別 | 検定する学科 |
|-------|---|
| 小学初等科 | 10科 修身、読方、作文、習字、筆算、珠算、地理、物理、教育学、実地授業 |
| 小学中等科 | 18科 修身、読方、作文、習字、筆算、珠算、地理、歴史、国尽、生理、動物、植物、金石、物理、幾何、記簿、教育学、実地授業 |
| 小学高等科 | 22科 修身、読方、作文、習字、筆算、珠算、地理、歴史、国尽、生理、動物、植物、金石、物理、化学、幾何、代数、経済、記簿、心理、教育学、実地授業 |

明治15年「長崎県小学教員免許状授与規則」より作成

さらに、「教員」に対して授業法の徹底をはかろうとしたことがうかがえる。授業法講習の講師として、その期の検定試験委員の中から師範学校及び女子師範学校の教員があてられ¹⁴⁾、師範学校のカリキュラ

ムが検定試験により教員免許を得る人にも共有される仕組みになっていた。

明治 19 年には師範学校令により、学校名は長崎県師範学校から「長崎県尋常師範学校」へと改称した。

②無資格教員について

明治 14 年の小学校教員免許状授与方心得によると、無資格教員である授業生等の学力検定の有無は地域の判断に任せていた。しかし、長崎県は明治 19 年 7 月 31 日には、無資格教員の学力試験も行なうとする小学校授業生免許規則を定めた。1 (1) で述べたように、教授方法の必要性が言及される中、教員の多くをしめる授業生の資質向上が求められていた。長崎県の小学校授業生免許規則では、免許状の有効とされる範囲は、学力検定を経て授与された島・郡・区内に限定されるものであり、有効期間は一律 3 年というものであった¹⁵⁾。

(3) 北松浦郡及び南松浦郡の学校教育概況

明治 17 年及び翌年にかけての北松浦郡及び南松浦郡の学校教育について、表 2¹⁶⁾にまとめた。

生徒の就学率は男子が約 55%、女子が約 13% である。有資格教員は 1 名をのぞき男性だった。全教員 147 名に占める師範学校卒業者は 51 名であり、約 35%になる。

長崎県は、上記期間中に明治 17 年及び同 18 年に当該地域の巡回を行なった。そこで報告された課題として、教授方法の未熟さがあげられている。「北松浦郡巡回拝命書」¹⁷⁾ (明治 17 年

表2 北松浦郡及び南松浦郡の学校教育概況 (明治17・18年)

| 郡 | 学区 | 学齢生徒数 | 就学生徒数 | 小学校数 | 教員数 | 師範学校 卒業生数 |
|------|----|------------------------|----------------------|------------------------------|---|--------------|
| 北松浦郡 | 9 | ・男子8353名 ・女子7275名 | ・男子4942名 ・女子1114名 | ・本校45校 ・分校21校 ・女児小学校1校 | ・男性 訓導57名、 准訓導20名 | 30名 |
| 南松浦郡 | 3 | ・男子6184名 ・女子6038名 | ・男子2995名 ・女子660名 | ・本校20校 ・分校6校 ・女児小学校1校 | ・男性 訓導57名、 准訓導32名 ・女性 訓導1名 | 21名 |
| 合計 | 12 | ・男子14537名 ・女子13313名 | ・男子7937名 ・女子1774名 | ・本校65校 ・分校27校 ・女児小学校2校 | ・男性 訓導114 名、准訓導 52名 ・女性 訓導1名 | 51名 |

明治18年調「町村立小学校一覽」より作成

12 月) によると、教員の「教授法ニ至リテハ殆ンド各個各自ノ随意」で実施しており、小学校でも心もとない教授が行なわれていると述べたうえで、しかし師範学校卒業者を教員に迎えた学校は「管理教授」を実践していたという。したがって、小学校教育の改良のためには「師範学校ヲ拡張スル」ことと「従来教員ノ講習会」を開く必要があることが記された。このように、長崎県は検定試験により教員免許を取得した教員の教授法に問題があると考えており、適切な教授法を広めるために講習会の必要性を提言した。明治 15 年の長崎県小学教員免許授与規則第 15 条によると、検定試験の専門学科が不合格になると併せて「教育学」及び「実地授業」も不合格になる。知識だけではなく、教授方法も重視していることがうかがえるが、当該期の学校において教授方法は十分にいきわたっていなかった。1 (1) で述べたように、文部省は教則綱領を府県へ布達した。これをうけて府県は教則を整備していき、教則の実現のために「新たな教授法の必要性」¹⁸⁾を自覚していたが、学校と文部省・府県との認識には不統一がみられた。

(文責：松尾由希子)

2 履歴書にみる小学校教員の任用以降のキャリア形成の実態

これまで、教員の任用中や辞職期間も含めたキャリアのあり方については、ほぼあきらかにされてこなかった。ここでは、小学校教員の任用以降のキャリア形成として、任用以降の転職や学びの実態及びその評価について示す。その際、史料には明治 19 年に作成された南松浦郡・北松浦郡の教員 36 名の履歴書

を用いて、教員のキャリアについて、(1) 教員の転職、(2) 任用以降（在任中、辞職から復職までの期間）の学習にみるキャリアの2つにわけて、述べる。

(1) 履歴書の特徴と長崎県（南松浦郡・北松浦郡）の教員

本稿で用いる史料は任用以降の履歴書であり、具体的には転任時、辞職後の再任用時、昇任や増給等の時に提出されたものである。

教員の年齢について、年齢の判明する教員33名について、表3にまとめた。その結果、20代と30代が中心であり、20代が最も多い。教員免許取得に関わる師範学校の卒業履歴について、履歴のわかる教員33名について、表4にまとめた¹⁹⁾。その結果、多くの教員に師範学校の卒業履歴が無かった。したがって、任用時から検定試験の受験により教職に就いたことがうかがえる。

表3 事例の教員の年齢

| 年齢 | 人数 |
|-----|-----|
| 10代 | 3名 |
| 20代 | 18名 |
| 30代 | 10名 |
| 40代 | 1名 |
| 不明 | 1名 |
| 合計 | 33名 |

(2) 教員の転職にみるキャリア

履歴書のある36名中、教職のみの履歴を有する人は31名である。一方で、5名は教員から転職して別の職業に就き、教員に復職している。これらの教員のキャリアについて示す。

①教員のみ履歴（他職業への就業は無し）

教員のみ履歴を有する31名中20名の教員が、無資格教員（授業生・補助員・雇）を経験した後、教員免許を得て「教員」になった。無資格教員の期間は5年前後が多いが、10年近く勤めている人もいる。この中から中江小学校の近藤治一郎の履歴をあげる。

表4 事例の教員の師範学校歴

| 学歴（師範学校の学歴の有無） | 人数 |
|---------------------------------|-----|
| 師範学校・本科卒業 | 2名 |
| 師範学校・速成科卒業 | 3名 |
| 師範学校中退 | 2名 |
| 師範学校の学歴は無し (授業法講習・学力検定試験を含む) | 26名 |
| 合計 | 33名 |

近藤は明治7年（1874）2月から同8年（1875）5月に小値賀小学校に通った後、明治8年10月から同11年10月にかけて、中江小学校本校及びその分校で授業生を勤めた。明治11年（1879）10月に授業生を辞職した直後に学問修業に入り、師匠について「和学」「歴史学」「漢籍」「珠算」を学んだ。明治13年（1881）7月に、長崎師範学校に入学したが、病により退学し、明治14年12月に検定試験により教員免許を得て、以降、相津小学校、中江小学校で訓導として教えた。

このように、授業生を経て教員になる人が多いものの、任用されて以降、継続して教員生活を送るとは限らない。上記した近藤のように辞職して、一定期間後に復職する人も多い。授業生・雇であれば教員免許を取得するために師範学校入学等で辞職することは考えられるが、「教員」の中にも辞職して、師匠に就いて学問修業に入り、その後教員に復職する人もいた。

②教員以外の職業への転職

教員から転職したキャリアを持つ教員は5名であり、転職した職業はのべで警察3名、議員1名、筆生1名、裁判所書記1名、庶務課1名、私塾幹事1名である。5名について、具体的にあげる。この5名それぞれの概略については、資料1～5にまとめた。

(i) 山本澤之助²⁰⁾

山本の概略は、資料1に記した。山本は、山口小学校に明治8年に入学し、約1年後には授業生になった。2年ほど本校で授業生を勤めた後、明治11年には滋賀県大津にて「巡查職志願」し、四等巡查として約半年間勤めた。しかし、翌年帰郷し、同年11月に山口小学校の授業生に戻った。帰郷の理由は不明

である。その後、明治13年3月から同15年3月まで、「学務委員兼戸長」の推薦で長崎師範学校に入学し、「教員」として山口小学校へ赴任した。明治19年2月に体調不良により辞職願を提出したが、2か月後に復職した。

(ii) 阿野谷平²¹⁾

阿野の概略は、資料2に記した。阿野は、授業生として明治8年から約5年間勤務したが、明治12年(1880)12月に辞職し、同年同月から同15年4月まで「東京警視局巡查」、同15年から翌年まで「大阪府巡查」を勤めた。授業生時の月俸は3円だったが、巡查になってからの月俸は6円から10円であり、2倍以上になった。その後、小学校に戻り、明治16年7月から補助員として3年間勤めたが、明治18年7月に「村戸長役所筆生」に転職した。しかし、それから3か月後の同年10月に補助員として宇久小学校にもどった。

授業生(約5年)から巡查(約4年)、補助員、事務職、補助員というキャリアを有する。教員以外に、巡查と「村職員」についていた。教員以外の職業履歴は、教員としてのキャリアに活かされたか。巡查の例より、月俸から確認する。巡查になってからの月俸は授業生時の2倍以上だった。その後、学校に復職してからは補助員として5円の月俸を得ていた。第5中学区の授業生の月俸は3円程度が多く、補助員は4円から7円くらいである。よって、阿野が得ていた月俸は、教員のみ履歴を持つ教員とほぼ同じといえる。ただし、巡查の前に就いていた授業生ではなく、補助員として戻った点にキャリアへの影響が表れている可能性がある。

(iii) 吉富誠一²²⁾

吉富は、明治7年10月から下等小学校の「教員」になり、明治15年2月まで教員としてのキャリアを積み、月俸も上がっていった。しかし、明治12年3月に月俸はほぼ変わらないものの、「教員」から雇になった。在任中に教員免許の有効期限が満期をむかえたことで教員資格を失効し、「教員」から雇になったと考えられる。明治13年7月に「保認試験」を受けて、教員免許を取得し、翌年に「教員」に戻った。辞職願によると、その後、明治15年2月に勤めていた大崎小学校の「教員」を辞職した。辞職願によると、大崎村村会議員になるためであった。教員を辞職した直後の明治15年2月から議員を勤めた。その後、明治16年3月31日に御厨小学校に教員として復職した。議員生活は長くても約1年であったと推測できる。月俸は、議員になる前の「教員」時は7円であり、復職後は8円であるため、ほぼ変わらない。

(iv) 須藤禎介²³⁾

須藤は、明治7年10月から、下等小学校の二等教員として勤務した。そして、明治14年5月からは平戸中学校で「訓導」「二等助教諭」として勤務している。しかし、明治15年5月から翌年まで、「平戸治安裁判所書記・平戸裁判所詰」となった。さらに、明治17年鹿児島県枕崎小学校に勤務し、翌年まで勤めた。明治18年9月に長崎に戻り、平戸小学校で勤務した。

須藤のキャリアの特徴として、学校種間(小学校-中学校)、職業間(学校-裁判所)、地域間(長崎県-鹿児島県)の移動がある。おのおののキャリアは、どのように評価されたか。月俸からみる。日泉小学校での訓導時は月俸12円であり、同年平戸中学校に着任時もほぼ同等だった。学校種が異なっても月俸に差はみられない。裁判所書記・裁判所詰時は月俸15円になる。小学校と裁判所書記等はほぼ同じ月俸である。半年後に鹿児島県の枕崎小学校の三等訓導は月俸20円であったため、転職後は月俸が上がっている。しかし、その後に勤める長崎県の平戸小学校の月俸は11円と減った。ただし、この月俸は長崎県

の日泉小学校に勤務していた時とほぼ変わらない。したがって、学校種の違い、異なる地域での勤務は、長崎県の小学校教員のキャリアとして考慮されない可能性が高い。

(v) 須田正厚²⁴⁾

須田は、明治7年1月から翌年8月まで新潟県庁の「聴訴課雇」として勤めていたが、同年11月に小学師範科を卒業し、同11年12月まで教員として勤めた。しかし、明治12年1月から滋賀県で「警察御用掛・検察部随勤」に就き、さらに同年10月から「庶務課御用掛」を兼務し、2つの職ともに明治13年4月まで働いた。その後、帰郷し明治15年7月から長崎県西松浦郡の士族川窪永康の私塾で幹事を務め、さらに明治19年2月に北松浦郡市瀬村公立小学校に勤めた。

須田のキャリアの特徴として、1つに複数の職を兼業している点がある。裁判や警察に関わる事務の仕事に就くが、その間に教員として勤務しており、また教員と私塾の仕事を兼ねる時期もあった。2つに、就職にあたり、地域を移動している点である。教員は長崎で、聴訴課は新潟県で、警察は滋賀県で勤務していた。教員以外の職業に就いたことは須田の教員のキャリアに影響を及ぼしたか。月俸より確認する。新潟県の聴訴課について、月俸は15円（明治7年から同8年）である。その後准助訓時の月俸は7円（明治11年）だったため、月俸のみをふまえると聴訴課のキャリアは考慮されていない。滋賀県の「警察御用掛・検察部随勤」は月俸10円（明治12年から同13年）である。須田は、慶應2年（1866）から大村藩の藩校五教館や藩に関わる複数の職務に就き、複数の県で職務に就いていたが、これらの履歴が教員としてのキャリアとして評価されている様子はいかたがうかえぬ。

以上、教員のキャリアについて示した。36名のうち約2割の教員は、教職以外の職にも就き、その後復職する状況が判明した。この5名の教員は1人を除き30代3名、40代1名であり年齢が高い²⁵⁾。本稿の事例対象者は表3で示したように20代が多いため、今は教員のみ職業履歴を持つ20代の教員も、後年に転職する可能性も考えられる。教員以外のキャリアを持つ5人の特徴について、以下のとおり3点に示す。

1つに、転職先として警察のほか、裁判所書記や「県（村）職員」等の事務職が多い傾向にある。2つに、異なる学校種や地域におけるキャリアは、小学校教員のキャリアとしての評価に影響を及ぼさないと考えられる点である。須藤は、平戸中学校で訓導や二等助教諭という職階にあり、月俸は12円から13円だったが、約5年後に平戸小学校の四等訓導として戻った際の月俸は11円だった。5年の間、裁判所書記や鹿児島県で小学校教員として勤務し、キャリアを積んでい

たが、月俸は1円であるが下がっていることから、異なる学校種や地域での勤務のキャリアは小学校教員の給与に反映されず、評価されているとはいえない。3つに、教員以外の職種は、教員としてのキャリアの評価に及ぼす可能性はほとんど無い点である。5名の転職前後の教員時代の月俸を対照する限り、他の職種の経験が教員の評価を高めたとはいえない。一方で、ほかの職業に就いたことで、教員としての評価が低くなることもなかった。実際、転職前の教員の月俸と復職後の月俸を対照すると、ほぼ同等の月俸を得ている。このように、転職が教員に及ぼす評価を

表5 吉野政英の学習履歴

| 師匠 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期（教員資格） |
|--------------|---------------------|------------|------------|
| 坂本秋郷 | 明治7年8月 ～同8年5月 | ・皇典 ・和歌 | 在任（権訓導） |
| ・中村治郎 ・西勇 | 明治11年4月 ～同12年6月 | ・筆算 | 在任（授業生） |
| 小西嘉作 | 明治12年9月 ～同13年3月 | ・珠算 | 在任（授業生） |
| 田中秀実 | 明治16年7月 ～同17年7月 | ・漢学 | 在任（教員） |
| 里見健寿 | 明治17年8月 ～同17年12月 | ・理学 | 在任（教員） |
| 西敬 | 明治18年2月 ～同18年5月 | ・画学 | 在任（教員） |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」より作成

ふまえると、何らかの事情により転職先の職を継続できなかった時に、転職前とほぼ変わらない月俸であるために、復職しやすかったとも考えられる。ただし、当該期は教員免許に有効期限があるため、転職期間に有効期限が満期をむかえてしまい、教員としてすぐに復職できないことも考えうる。

(2) 教員の任用以降の学びにみるキャリア

ここでは、教員が任用されて以降、どのように学んでいたか、在任中及び辞職から復職するまでの期間の学びに着目する。履歴書のある36名中、任用以降の具体的な学習の状況がわかるのは10名である。10名の任用以降の学習履歴は、表5から表14にまとめた。表の中の「学習内容」は履歴書の表記のままとする。

(i) 吉野政英²⁶⁾

吉野は明治8年4月に「権訓導」として、明治9年(1876)6月から同13年5月まで授業生として勤務した。その後明治13年、同15年、同18年、同19年に検定試験に合格して「教員」として勤務した。表5のとおり任用以降、7名の師に学んだ。

(ii) 近藤治一郎²⁷⁾

近藤の概略は、資料3に示した。近藤は、明治8年10月から授業生として勤務した。明治14年、同15年、同19年に検定試験を受けて、「教員」になった。履歴書は、授業生時の学習履歴が中心である。

(iii) 阿野谷平²⁸⁾

阿野は明治8年5月から授業生として勤務したが、明治12年12月以降、巡査や筆生に転職した。明治18年に小学校に復職し、補助員として勤務した。明治19年3月に検定試験を受けて、教員免許を得た。

(iv) 手光荒四郎²⁹⁾

手光は、明治8年11月から同13年6月まで、授業生として勤務し、明治10年(1877)には授業生の学術試験を受けている。その後、明治13年7月に検定試験を受けて「教員」として勤務した。

手光が学んだ3名の師匠は由起小学校の教員である。学習修了のすぐ後に検定試験を受験している。

(v) 大窪熊太郎³⁰⁾

大窪は、明治10年10月から授業生や補助員として勤務し、明治18年4月に検定試験を受験して、「教員」となった。「教員」になる前に、授業生を辞職して、私立猶興書院等で学んでいる。

表6 近藤治一郎の学習履歴

| 師匠 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|----------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| 西海徳勝 (首座教員) | 明治8年10月 ~同11年11月 | ・歴史学 ・筆算 | 在任(授業生) |
| 木村揆一郎 | 明治11年3月 ~同11年10月 | ・歴史学 | ・在任(授業生) ・辞職期間 |
| 玉置直雄 | 明治11年10月 ~同13年6月 | ・和漢 ・歴史学 ・漢籍 | ・在任(授業生) ・辞職期間 |
| 神村右中 | 明治11年10月 ~同13年6月 | ・珠算 | ・在任(授業生) ・辞職期間 |
| 穎原季善 | 明治13年10月 ~同14年2月 | ・修身書 | 在任(教員)または 辞職期間 |
| 久我五郎 | 明治13年10月 ~同14年2月 | ・筆算 | 在任(教員)または 辞職期間 |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」より作成

表7 阿野谷平の学習履歴

| 師匠 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 西海徳勝 (首座教員) | 明治8年3月 ~同12年1月 | ・歴史 | 在任(授業生) |
| 松岡信勝 (京都の教員) | 明治12年5月 ~同年11月 | ・筆算 | 辞職(巡査・東京) |
| 小城竹軒 (私塾) | 明治12年12月 ~同15年2月 | ・歴史 ・筆算 | 辞職(巡査・東京) |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第三」より作成

表8 手光荒四郎の学習履歴

| 師匠 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|-----------------|--------------------|--------------------------|------------|
| 増田豊彦 (小学校教員) | 明治11年2月 ~同8年5月 | ・博物 ・図画 ・物理 ・筆算 | 在任(授業生) |
| 永尾時三 (小学校教員) | 明治12年3月 ~同13年5月 | ・歴史 ・文章 | 在任(授業生) |
| 立石弘良 (小学校教員) | 明治12年3月 ~同13年5月 | ・算術 | 在任(授業生) |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第三」より作成

(vi) 本川元吉³¹⁾

本川は、明治13年5月から授業生や補助員として勤務し、明治17年2月に検定試験を受験し、「教員」になった。しかし、明治19年9月から雇として勤務していることから、教員免許の有効期限が満期になったと考えられる。同年に「訓導任用」の書類を提出した。

(vii) 齋藤鉄三郎³²⁾

齋藤の概略について、資料4に示した。齋藤は、福江中学校で3年半学んだ後、明治13年9月から小学校の「教員」として勤務した。明治13年、同15年、同19年に検定試験を受験している。明治16年3月、明治「18」年(19年と記されているが、誤植の可能性が高い)3月には、福江小学校大津分校等の首座教員(校長)になった。ただし、首座教員を勤めているにも関わらず、同じ学校で明治18年9月から同19年7月まで雇として勤務している。おそらく教員免許の有効期限が、明治18年9月30日付で満期になり、教員免許が失効したためと考えられる。

(viii) 武藤俊太郎³³⁾

武藤は、明治16年3月に検定試験を受けて、明治17年6月に「教員」として勤務した。教員になる前に、福江中学校(明治11年~同15年退学)、長崎県医学校(明治15年10月~同16年1月、「事故」により退校)という履歴がある。

(ix) 出口武利³⁴⁾

出口の概略について、資料5に示した。出口は、明治14年9月から同15年2月まで補助員として勤務し、明治16年11月に検定試験を受けて、明治17年6月から「教員」として勤務した。ただし、教員免許が満期になったと考えられるが、明治19年4月から同年7月までは雇となった。しかし、月俸はほぼ変わらなかった。授業生を辞職後に福江中学校に進学して学んだ。

(x) 山口登祐³⁵⁾

山口は、明治11年(1878)3月から、授業生として勤務した。明治16年6月に、検定試験を受験し、「教員」として勤務するようになった。

以上、履歴書のある36名中、10名の教員が任用以降(在任中、辞職から復職までの期間)も学び続けていることがわかる。その特徴について5点にまとめた。

表9 大窪熊太郎の学習履歴

| 師匠・学校 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|--------|-----------------|---------------------|-------------------|
| 私立猶興書院 | 明治13年9月 ~不明 | ・漢籍 ・文章 ・篆刻 等 | 辞職期間 |
| 玉置環一郎 | 明治13年12月 ~不明 | ・歴史学 | 辞職期間 |
| 井上宣之助 | 明治15年9月 ~不明 | ・文章学 | 在任(教員)または 辞職期間 |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」より作成

表10 本川元吉の学習履歴

| 師匠・学校 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|-------|----------------------|---------|------------|
| 篠田養拙 | 明治13年5月 ~不明 | ・読書 | 在任(授業生) |
| 平戸中学校 | 明治14年6月 ~明治15年11月 | ・第1年の課程 | 辞職期間 |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」より作成

表11 齋藤鉄三郎の学習履歴

| 師匠・学校 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|--------------|-----------------|-------------------|---------------------|
| 吉谷賈 | 明治17年6月 ~不明 | ・漢学 | 辞職期間 |
| 上瀧福太郎 | 明治18年7月 ~不明 | ・和洋算術 | 在任(教員)または 辞職期間 |
| 林銀三 | 明治18年9月 ~不明 | ・洋算 | 在任(教員・雇)または 辞職期間 |
| 山本裕二郎 | 明治18年10月 ~不明 | ・漢学 ・教育学 | ・在任(雇)または 辞職期間 |
| 秋山源蔵 | 明治19年2月 ~不明 | ・法律学 | 在任(雇) |
| 長崎県商業 夜学校 | 明治19年4月 ~不明 | ・英語 ・簿記 ・算術 | 在任(雇) |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」より作成

表12 武藤俊太郎の学習履歴

| 学校 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|--------------|----------------|------|------------|
| 長崎県商業 夜学校 | 明治19年6月 ~不明 | 不明 | 在任(教員) |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」より作成

表13 出口武利の学習履歴

| 学校 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|--------------|---------------------|------------|------------|
| 福江中学校 | 明治15年5月 ~明治16年5月 | 第一前期 | 辞職期間 |
| 長崎県商業 夜学校 | 明治19年3月 ~同年9月 | ・数学 ・簿記 | 在任(雇) |

「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」より作成

表14 山口登祐の学習履歴

| 師匠 | 学習期間 | 学習内容 | 学習時期(教員資格) |
|------|---------------------|------|------------|
| 木村鉄耕 | 明治11年10月 ~同12年7月 | ・皇漢学 | 在任(授業生) |

「明治二十年 学校職員進退ノ部」より作成

1 つに、学習内容が検定試験の学科に関わる学問（表 1 参照）と重複している点である。教員を継続するためには教員免許状が満期になり失効する前に、検定試験に合格しなければならなかった。検定試験の合格は容易ではないため、受験前に学ぼうとしていた人もいたと考えられる。師匠について学習した後、すぐに検定試験を受けた人もいた。ただし、「教育学」「修身」「実地授業」は教職に関わる学問内容といえるが、それ以外の学科は教職のみに必要とされる内容ではない。よって、これらの人々の学習の動機が検定試験にあったかについては、履歴書のみでは判明せず検討を要する。しかし、学習の動機が教員以外の職であったとしても、事情が変わり教員へ復職しようとする際にその学習成果は検定試験受験に活かされたと考えられる。2 つに、小学校の教員について学んでいる点である。「手光」は、授業生として勤める学校の教員 3 名に学び、「阿野」「近藤」は、宇久島の平小学校の学区取締兼初代首座教員でもあった西海徳勝³⁶⁾に学んだ。「阿野」は東京で巡査をしていた期間にも教員について学んでいた。なぜ、小学校教員を師として学ぶのか。その理由の 1 つに、検定試験受験に関わる可能性がある。3 つに、師匠として名前のあがる篠田や西海は、事例対象の教員だけでなく地域の教員の師匠でもあり、勤務地域の教員ネットワークとも関わっていた。つまり、事例対象教員は、学びを媒介とした地域の教員ネットワークに属していたと考えられる。明治 18 年の長崎県小学校教員の履歴書の分析時に、「特定の師匠は居住する中学区の教員ネットワークと関わりを持っていたが、そもそも師匠の中に講習所や小学校の教員も存在しており、自らが教員ネットワークの一部だった」³⁷⁾点を指摘した。4 つに、教員として勤務しながら長崎県商業夜学校に通う人が一定数いることである。中学校や私立学校に進学する場合、教員を辞職しているが、夜学校の場合は勤務と進学を両立させている。履歴書にみる商業学校の学習内容は、簿記や数学であり、検定試験の学科とも重複し、教職にも活かせる学問内容といえる。5 つに、授業生等の辞職後に中学校で学ぶ人（「本川」「出口」）が一定数いることである。授業生や補助員を辞職した後に中学校で学び、退校して検定試験を受けている。中学校への進学の動機は判然としないが、例えば教員以外の進路を視野に入れて進学したけれど、勉強を継続できなくなっても教員として復職することは可能だった。教員という職業は、教員免許という専門資格が存在するが、免許を取得するための学問内容は「教育学」等一部を除き、汎用性がある。そのため、教員以外の職を目指し、学びの途中で断念してもその学問は無駄にはならず、検定試験に活かすことも可能だった。このように考えると、教員という職業は、想定していた進路を断念した際の受け皿として機能したとも考えられる。

（文責：松尾由希子、山下廉太郎）

3 当該期の教員免許制度が及ぼす教員のキャリア形成への影響

ここでは、有効期限を有する教員免許が、教員としてのキャリア形成にどのような影響を及ぼしたか、という点について検討する。

(1) 辞職への影響

明治 19 年に作成された 36 名の辞職願より、辞職理由が判明する。辞職理由として 1 番多い理由は、教員免許の有効期限の満期による失効であり、12 名が該当する。次に「家事の都合」5 名であり、「徴兵」（2 名）、「本人の病気」（2 名）と続く。そのほか、「村会議員になるため」「簡易から尋常小学校の教員になるため」「才能や知識がなく、（校長という）職に耐えられない」等が記された。

このように、一番多い辞職理由に教員免許の失効があった。なぜ、失効する前に検定試験を受験しなかったのか。「明治 17、18 年当時の長崎県の教育概況」³⁸⁾によると、北松浦郡及び南松浦郡の学校において、1 校につき「教員」は 1、2 名にすぎない³⁹⁾。検定試験受験には日数がかかるため、「教員」が学校を不在にすることで就学生徒の学習に影響を及ぼしかねなかったことが考えられる。したがって、「教員」が少ない学校にとって、学校を「教員」不在にしかねない検定試験の受験が難しかった状況もうかがえる。

検定試験を受験しないまま、教員免許が失効したらどうなるか。明治 20 年に作成された「中江小学校準訓導採用之件」⁴⁰⁾によると、教員の資格がない人は「授業生」または「雇」等の名称を当分呼称してよいという。つまり、有効期限が満期になっても当分の間「授業生」「雇」として勤務可能であることが示された。実際、その後、検定試験を受験し「教員」として勤務した。簡易里小学校教員の町田総之助は、明治 19 年 8 月まで七等訓導だったが、同月に同じ学区の小学校の「雇」になっており、「2 履歴書にみる小学校教員の任用以降のキャリア形成の実態」でとりあげた斎藤鉄太郎も首座教員から「雇」になっている。このように、有効期限の満期までに検定試験を受験しなかったことで、辞職や無資格教員になる事例も複数みられた。

(2) 教員の任用中の学びとその目的

「2 履歴書にみる小学校教員の任用以降のキャリア形成の実態」で述べたように、教員が任用以降に学んだ学習内容は、検定試験で受験する学科にも関わるものだった。明治 15 年の長崎県小学校教員免許状授与規則によれば、小学初等科の検定は「修身、読方、作文、習字、筆算、珠算、地理、物理、教育学、実地授業」の 10 科であった。この中で「修身、教育学、実地授業」は教職に関わる内容であるため、これらの学科を学んでいる人は、検定試験が学習の動機にあったと考えられる。事実、このような人は、学習してから間断なく検定試験を受験する傾向にあった。ただし、他の教科（「修身、教育学、実地授業」以外）については、教職以外の職業でも必要とされうる汎用性の高い内容である。よって、これらの学習内容は検定試験の受験にも機能すると同時に、教員以外の就職を目的としたことも考えられる。

(3) 長崎県小学校教員に活用できるキャリアの問題

「2 履歴書にみる小学校教員の任用以降のキャリア形成の実態」の中で、教員以外に転職している人、学校種や地域を超えて教職についている人が一定数存在した。しかし、これらのキャリアは教員として復職した際に、月俸に反映された様子はいかぬがえなかった。そのため、明治 19 年時の長崎県の小学校教員は、同じ県かつ同じ学校種で勤務し続けると昇任や増給していくが、それ以外のキャリアは長崎県小学校教員としては評価されない。ただし、本稿は転職直後の月俸のみをキャリアの評価指標にしたという限界がある。キャリアの評価は、月俸のみでははかれない可能性があるため、他の評価指標や長い期間で考える必要もあるだろう。

(文責：山下廉太郎、松尾由希子)

おわりに

本稿は、明治 19 年における長崎県の南松浦郡及び北松浦郡の小学校教員のキャリア形成の実態について、1 つに任用以降の学習及び職業履歴、2 つに教員免許制度の影響という 2 点に着目して、検討した。

史料として用いた長崎県の小学校教員履歴書は、任用以降のキャリアの記録という特徴を有する。そのため、これまでの明治期教員のキャリア形成の研究とは異なり、任用以降のキャリアへの言及や教員免許資格制度が教員に及ぼした影響も含めて検討することが可能になった。その結果、あきらかになった点について、以下に整理する。

まず、任用以降のキャリアとしての学習履歴の特徴について、示す。1つに、師匠の中に小学校教員や地域の教員ネットワークに関わる人が含まれる点である。2つに、学習内容は、検定試験で検定を受ける学科と重複している点である。検定試験の学科は一部をのぞき、他の職業でも活用できる学問であるため、学習動機が検定試験のみにあったとは限らないが、検定試験受験に対応できる状況にあった。教員を兼務しながら、商業夜学校に行く人や辞職後に中学校に進学する人が一定数いたが、これらの学校で学ぶ学問も検定試験の学科との重複が確認できた。

次に、任用以降の教員のキャリアとしての職業履歴の特徴について示す。約2割の教員が転職した後、復職していた。また転職の履歴のある教員はほぼ30代以上であった。対象事例の多くが20代であることをふまえると、20代の教員がこれ以降転職する可能性も十分に考える。1つに、転職した職業として、巡査や「県職員」が多い傾向にある。この背景については、これらの職業の任用条件等を今後調査したうえで、考察したい。例えば、教員の検定試験の学科と「県職員」の採用に関わって必要とする学問が重複していた等が推測できる。重複していると、相互の職業移動が容易になるだろう。2つに、月俸に限定すると転職経験は、小学校教員のキャリアに影響を及ぼさない点である。ただし、転職によって評価されることもないが、転職により低く評価されることもなかった。そのため、何らかの事情で転職先を辞職する時に、教員へ復職しやすかったとも考えられる。3つに、月俸に限定すると同じ教員であっても異なる学校種や地域でのキャリアは、長崎県小学校教員としてのキャリアに影響を及ぼさない点である。

最後に、教員資格制度が教員のキャリアに及ぼす影響である。1つに、教員免許の有効期限の満期を理由に、辞職する人が多い点である。教員免許に有効期限を設けていなかった「学制」期における主な辞職理由は、「家」の事情や自身の病気であったが⁴¹⁾、当該期で最も多い理由は教員免許の有効期限であった。教員免許が満期になる前に検定試験を受験することで、辞職は回避できるが、受験しないまま辞職していく人も多かったと思われる。2つに、すでに述べたが、教員として任用されて以降に学んだ内容は、検定試験の受験学科と重複しており、教員免許制度と任用以降の教員の学習内容が対応していた。3つに、有効期限のある教員免許によって、転職等で教職を離れている間に免許が失効し復職への障壁になった可能性も考えられる。本文でもとりあげた斎藤鉄三郎は、首座教員であったにも関わらず、一時であるが無資格教員の「雇」として勤務していた。このように、「教員」として勤める人でも、教員免許が満期になる事例もみられたため、転職先の職業から教員に復職しようとした時に同様の状況が考えられるだろう。

今後の課題として、2点あげる。1つに、教員の学習や転職がキャリアに及ぼす評価の指標の検討である。本稿では、転職等の前後の月俸を評価指標としたが、月俸以外の可能性も見出したい。そのためには、転職直後だけでなく、一定の期間で見えていく必要もある。2つに、当該期は新制度・旧制度が入り混じった時期であり、その混在した時期が教員のキャリアに及ぼす影響についても考慮する必要がある。例えば、明治20年にある教員を尋常小学校へ任用しようとして申請したところ、「尋常小学校訓導ハ従前之小学中等科已上ノ教員ヲ任用スルノ成規ニ付、右〇〇〇〇(教員名)ハ小学初等科教員ニテ不適當ニ候上、更ニ調査ノ上申請相成度」⁴²⁾と長崎県から返信があった。尋常小学校の教員は、小学中等科以上の教員を任用

することになったため、小学初等科教員では不適當であるという。新制度に変わる時、すでに勤務していた教員の履歴は新制度に合わせて更新されるわけではない。旧制度による教員免許取得者は、新制度にどのように対応していくか。教員資格に関わる新旧制度が重なり合う時期について、実態のわかる史料を発掘しながら、制度と実態の2点を考慮しながら検討していきたい。

(文責：松尾由希子)

※史料の抜粋翻刻に際して、人名以外は原則として常用漢字を用い、適宜句読点を付した。

【資料1】「山本澤之助 履歴書」抜粋

長崎県北松浦郡山口村老番戸居住 士族 亡山本沢右衛門長男

万延元申十二月五日誕生 山本澤之助

明治元年二月八日ヨリ同六年五月六日マテ吉村太郎助ニ従ヒ習字修行、傍ラ撃剣ヲ学フ。明治六年六月十日ヨリ同八年十月五日マテ泥谷潔治ニ従ヒ漢学・歴史ヲ学フ。明治八年十月六日山口小学校エ入学シ、同九年十月十日下等小学第四級卒業ス。但証書写左ノ如シ。

(卒業証書写略)

明治九年十一月二日山口小学校授業生被申付。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十一年二月十二日被増給。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十一年三月二日遊学ノ為メ山口小学校授業生辞職ス。明治十二年一月十八日滋賀県大津ニ於テ巡查職志願シ左ノ証書ヲ得テ大津警察署在勤被申付。但シ辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十二年七月十一日依願四等巡查被免。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十二年八月帰県ス。明治十二年十一月十九日山口小学校授業生被申付。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十三年九月山口小学舟越分校エ転勤被申付。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十四年八月十日依願舟越分校ヲ被免。明治十四年十一月山口部財津小学校授業生被申付。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十五年三月八日山口部学務委員兼山口新田村戸長大谷新吉ノ撰挙ニ依リ長崎師範学校小学中等師範学科入学被差許。明治十五年四月廿二日長崎中学校師範学校分宿生々長被申付。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十五年十月廿三日改撰ニ依リ解任。明治十五年十二月七日外国語学校分宿生副生長被申付。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十六年二月廿五日改撰ニ依リ解任。明治十七年三月二日長崎師範学校小学中等師範学科卒業ス。但卒

業証書写左ノ如シ。

(卒業証書写略)

明治十七年五月六日北松浦郡山口学区公立中等山口小学校ニ赴任。明治十七年六月四日五等訓導被任。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

明治十九年二月廿六日依願免被本官。但辞令書写左ノ如シ。

(辞令書写略)

【資料2】「阿野谷平 履歴書」抜粋

長崎県北松浦郡平村五百六拾七番戸 士族 阿野久吉長男

安政二卯十月廿八日生 阿野谷平

一、学業 慶応二年三月ヨリ明治四年二月迄家庭ニ從ヒ四書五經及珠算科修業。同八年三月ヨリ同十二年一月迄西海徳勝ニ從ヒ歴史科修業。同十二年五月ヨリ同年十一月二日迄京都府下紀伊郡竹田村住小学校訓導松岡信勝ニ從ヒ筆算科修業。同年十二月ヨリ同十五年三月十日迄東京府下四ツ谷区佐門町小城竹軒^(ママ)ノ私塾ニ通学歴史及筆算科修業。明治十九年三月本県師範学校教員検定相受ケ其証書左ノ如シ。

(証書写略)

一、職務 明治八年五月十日平村宇久小学校授業生拝命、月給金貳円五十銭。同十年二月十五日同村方正分校ニ転職、月給三円。同十二年二月十六日該分校退職。同年十二月廿三日東京警視局四等巡查拝命、月俸金六円。同十三年八月廿一日二等巡查ニ昇等、月俸金九円。同十四年一月十四日一等巡查ニ昇級、月俸金拾円。同十五年四月七日右局巡查退職。同年五月八日大阪府巡查拝命、月俸金八円。同十六年二月一日昇等。同年四月十五日退職。同十六年七月十五日当県下北松浦郡平学区宇久小学校補助員拝命、月給金五円。同十八年七月廿日辞職。同年同月廿五日平村戸長役所筆生拝命。同年十月廿七日又宇久小学校補助員ニ転職ス。

【資料3】「近藤治一郎 履歴書」抜粋

長崎県北松浦郡柳村又七拾七番戸

安政二卯老老月廿一日誕生 近藤治一郎

一、慶応二年寅七月ヨリ明治四年未四月迄笛吹村士族梶野修へ從ヒ雑学修業。一、明治七年戊二月十七日小値賀小学校へ入学。同八年五月迄御規則ノ学科修業。而シテ同七年十二月十七日御賞与トシテ偕行習字手本二冊拝受。一、明治八年十月廿一日三等授業生拝命。則チ辞令ノ写左ニ記ス。

(辞令書写略)

一、明治九年七月一日二級授業生拝命。則チ辞令ノ写左ニ記ス。

(辞令書写略)

一、明治十年一月九日一級授業生拝命。則チ辞令ノ写左ニ記ス。

(辞令書写略)

一、明治八年十月四日ヨリ同十一年一月迄授業生職務。傍ラ島原村士族西海徳勝当時小値賀小学校教員在職中、授業ノ暇ニ歴史学及ビ筆算修業。一、明治十一年三月ヨリ授業生ヲ辞シ、同年六月迄島原村木村揆

一郎へ従ヒ歴史学研究。一、明治十一年七月廿四日猶授業生拜命。則チ辞令ノ写左ニ記ス。

(辞令書写略)

一、明治十二年三月六日中江小学校へ転務被命。則チ辞令ノ写左ニ記ス。

(辞令書写略)

一、明治十二年十月ヨリ授業生ヲ辞シ、同十三年六月迄平戸村土族玉置直雄へ従ヒ和漢歴史学及ビ漢籍修業ノ傍ラ同村神村右中へ珠算ヲ学ブ。一、明治十三年七月^(ママ)日學術試験ノ上長崎師範学校へ入学。然ルニ同八月来多病ニ寄り請願退学ス。一、明治十三年十月ヨリ同十四年二月迄長崎区博依学舎長穎原季善へ従ヒ修身書修業。傍ラ長崎女兒小学校教員久我五郎へ筆算ヲ学ブ。一、明治十四年二月十九日長崎師範学校ニ於テ學術試験ヲ受ケ、則チ二ヶ年間本県内公立小学校教授ノ任ニ堪フル保認状ノ写左ニ記ス。

(保認状写略)

一、明治十四年四月七日本県北松浦郡公立相津小学校在勤、月俸金六円ニテ結約。同十五年八月月俸金七円ニ増給ス。一、明治十五年二月廿八日附ヲ以テ小学中等科教授免許状并ニ小学初等科教員免許状拜受。則チ指令ノ写左ニ記ス。

(教員免許状略)

一、明治十六年三月北松浦郡柳学区公立中江小学校へ転務、爾今在勤。

(辞令書写略)

一、明治十九年三月三日附ヲ以テ教員免許之証拜受。則チ其写左ニ記ス。

(教員免許状写略)

【資料4】「齋藤鋏三郎 履歴書」抜粹

長崎県土族 肥前国南松浦郡福江村六百九十六番戸住 齋藤七五郎長男戸主

文久三癸亥三月廿四日誕生 齋藤鋏三郎 旧姓山田

一、明治六年十月十日松浦郡福江小学校ニ入学シ同九年十二月廿二日マテ同校ニ於テ下等小学科修了矣。下等小学第一級卒業証書写如左。但八級ヨリ一級ニ至卒業証書略之。

(卒業証書写略)

一、明治十年一月ヨリ同十三年七月三十一日マテ長崎県福江中学校ニ於テ下等中学第六級ヨリ同一級迄修メアル。下等中学第一級卒業証書写如左。但六級ヨリ二級ニ至卒業証書略之。

(卒業証書写略)

一、明治十三年八月福江中学校ヲ退学シ、同九月十六日左之通拜受。

(教員免許状略)

一、明治十三年九月廿八日ヨリ南松浦郡福江小学校教員拜命、但月俸金六円。一、明治十四年一月一日ヨリ同福江小学校万歳分校教員兼幹事拜命、月俸如故。一、明治十五年二月廿八日ヲ以テ左之通拜命。

(教員免許状写略)

一、明治十五年七月廿九日ヨリ福江小学校教員拜命、但月俸金七円。一、明治十六年三月十三日同校大津分校首座教員拜命、但月俸如故。一、明治十六年八月十八日付ヲ以テ左之通拜命。

(辞令書写略)

一、明治十七年二月福江小学校ニ転勤。乃チ左之通拜命。

(辞令書写略)

一、明治十七年五月十五日出崎勤学之為メ辞職。同年六月六日左之通拝命。

(辞令書写略)

一、明治十七年五月廿日出崎シ同年六月ヨリ吉谷賚ニ從ヒ漢学修業。一、明治十七年九月一日ヨリ長崎区公立榎津小学校在勤。同年十二月廿四日付ヲ以テ左之通拝命。

(辞令書写略)

一、明治十九年三月廿八日ヨリ長崎区公立興善小学校ニ転ジ、浦五島町興善小学校分舎首座教員在勤。

一、明治十八年六月廿二日付ヲ以テ左之通拝命。

(辞令書写略)

一、明治十八年七月ヨリ土瀧福太郎ニ從ヒ和洋算術修業。一、同年九月ヨリ林銀三ニ從ヒ洋算修業。

一、明治十八年九月三十日左之通拝命。但教員有効満期セシヲ以也。

(辞令書写略)

一、同年同月同日引続キ同校傭在勤、月俸如故。一、明治十八年十月ヨリ山本松次郎ニ從ヒ漢学及教育学修業。一、明治十九年二月ヨリ秋山源蔵ニ從ヒ法律学修業。一、明治十九年四月ヨリ長崎県商業夜学校ニ入学、英語・簿記・算術修業。一、明治十九年七月七日付ヲ以テ左之通拝命。

(教員免許状写略)

一、同年同月廿四日左之通拝命。

臨時傭 斎藤楸三郎

依願解傭候事

明治十九年七月廿四日

尋常興善小学校長 松本孝平

【資料5】「出口武利 履歴書」抜粋

長崎県長崎区小曾根町拾八番戸第五号住平民 旧名末吉

慶応三年正月廿九日出生 出口武利

明治八年七月福江小学校へ入学。同九年四月大浜小学校へ転学、以来十四年六月迄之内右両校ニ於テ下等小学全級教科及ビ高等小学第二級ニ至ル学業ヲ卒ル。写左記。

(卒業証書写略)

一、明治十四年七月右大浜小学校ヲ退学ス。一、明治十四年九月大浜小学校補助員拝命。辞令書写左記。

(辞令書写略)

一、明治十五年二月願ニ依テ右補助員解傭サル。辞令書写略之。一、明治十五年五月長崎県福江中学校へ仮入学特許セラレ同年九月入学受験、本校生徒タルノ証ヲ得。写略之。一、明治十五年十一月十一日同校ニ於テ第一年前期生級長申付ラル。辞令書写左記。

(辞令書写略)

一、明治十六年三月同校ニ於テ第一年前期学業認定セラル。写略之。一、明治十六年五月右同校願之上退学ス。一、明治十六年九月学力検定志願ノ上検定受験、長崎県内ニ於テ初等科教員免許セラル。写左記。

(教員免許状写略)

一、明治十七年六月一日浜之上学区浜之浦小学校へ採用サレ同年八月八日其筋ヨリ同校七等訓導拝命ス。

辞令書写左記。

(辞令書写略)

一、明治十六年十二月廿日願ヒニ依テ本官ヲ免セラレ同校解職ス。辞令書写左記。

(辞令書写略)

一、明治十九年三月長崎商業夜学校へ入校、数学・簿記学等ノ諸学科ヲ修業。同年九月退学ス。一、明治十九年四月長崎区興善小学校教員備拜命。同年七月願ニ依リ解備サル。

(文責：山下廉太郎)

註

- 1) 対村恵祐「初等教育の資格制度」中島太郎編著『教員養成の研究』第一法規、1961年。牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、1971年。釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説—小学校教員検定試験制度を中心に—』学文社、2012年。山本朗登「明治30年代兵庫県における小学校教員検定制度「教科」の分析」『山口芸術短期大学研究紀要』51、2019年。など
- 2) 門脇厚司『東京教員生活史研究』学文社、2004年。花井信『山峡の学校史』川島書店、2011年。松尾由希子、山下廉太郎『『学制』成立期の教員の資質能力—近世・近代以降期における群馬県教員の履歴の分析—』『静岡大学教育研究』第10号、2014年。など
- 3) 松尾由希子「教育令期における小学校教員の教職キャリア—長崎県の教員履歴書の分析—」『静岡大学教育研究』第16号、2020年、100頁。
- 4) 日本教育学会第75回大会（2016年8月）におけるラウンドテーブル発表題目「『履歴史料』より覗き見る近代日本人の学びとキャリア形成」（池田雅則、松尾由希子、山下廉太郎、花井信（司会者）。日本教育学会第75回大会、2016年8月。）の発表時の配布資料。
- 5) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」「明治十九年 教員等進退ノ部 第三」「明治十九年 学校教員進退ノ部 第六」「明治二十年 学校職員進退ノ部」の合計4点であり、史料作成の日付が明治19年と記されているものを対象とした。履歴書や辞職願は、任用や辞職等の際に教員が学務委員等を通じて長崎県に提出する。
- 6) 前掲註1)、牧昌見『日本教員資格制度史研究』、131頁。
- 7) 前掲註3)。
- 8) 同上論文、81頁。
- 9) 前掲註1)、牧昌見『日本教員資格制度史研究』、114頁。
- 10) 長崎県教育会編『長崎県教育史 下巻』長崎県教育会、1943年、113頁。
- 11) 前掲註1)、牧昌見『日本教員資格制度史研究』、137～140頁。
- 12) 天野正輝『教育評価史研究』東信堂、1993年、59頁。
- 13) 長崎県教育会編『長崎県教育史 上巻』長崎県教育会、1942年、854～859頁。
- 14) 同上書、860頁。
- 15) 同上書、861頁。ただし、学力試験合格者以外に、「適当ノ学力アリト認ムベキモノ」に授与するとある。
- 16) 同上書、844～845頁。明治18年調査「町村立小学校一覧」。
- 17) 同上書、845～848頁。
- 18) 前掲註12)、59頁。

19) 表3・4は、「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」、「明治十九年 教員以下進退ノ部 第三」、「明治十九年 学校教員進退ノ部 第六」、「明治二十年 学校教員進退ノ部」より抽出・集計している。以後、特にことわりのない部分については、これらの史料群に収録されて履歴書を基に論述する。

20) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」

21) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」

22) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」

23) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」

24) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第三」

25) 山本 26 歳、阿野 31 歳、吉富 31 歳、須藤 44 歳、須田 34 歳。

26) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」

27) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第二」

28) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第三」

29) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第三」

30) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」

31) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」

32) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」

33) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」

34) 「明治十九年 教員等進退ノ部 第六」

35) 「明治二十年 学校職員進退ノ部」

36) 宇久町郷土誌編纂委員会『宇久町郷土誌』宇久町、1967年、506頁。

37) 前掲註3)、97頁。

38) 前掲註12)、844～845頁。

39) 北松浦郡の小学校数は67校であり、教員数は77名である。南松浦郡の小学校数は82校であり、教員数は90名である。

40) 「明治二十年 学校職員進退ノ部」

41) 前掲註2)、「『学制』成立期の教員の資質能力」、6～11頁。

42) 「明治二十年 学校職員進退ノ部」

【付記】

本研究は、学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）「明治の『履歴史料』にみる地域に生きた『知識労働者』のリテラシー形成とキャリアパス」（課題番号21K02194）の助成を受けたものである。